



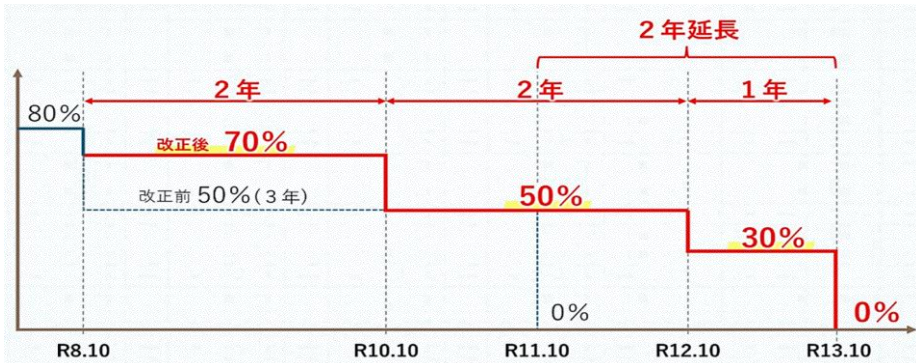
インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について



免税事業者から受けた仕入等の取引における消費税の経過措置が10月1日で変更となります。当初のスケジュールを変更していますので、もう一度ご確認ください。また、取引が9月までのものか、10月以降のものか厳密に区別する必要がありますので、仕訳を入力する際はご注意ください。

ポイント 1

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正。適用期限を2年延長した上で、以下のとおり控除可能割合を見直し。



※令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用。

ポイント 2

消費税納付額を2割にできる特例は9月30日をもって廃止。**個人事業者のみ**引き続き3割特例が適用可能(令和10年分まで)。ただし、3割特例を適用するには確定申告書へその旨を付記すること。これに伴い、簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例を見直し。本来、適用を受けたい課税期間の前日までに提出が必要な簡易課税制度選択届出。この特例を受けた事業者が、**その適用を受けた課税期間の翌期間内(申告期限まで)**に、この制度の届け出を行えば、翌課税期間の簡易課税制度の適用を認める。これは、法人も同様。



※法人の2割特例は、令和8年9月30日の日の属する課税期間で終了。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可	3割特例	3割特例適用不可

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

桐生相続相談室

<10/10(土)・17(土)・24(土)・31(土)>

相続税の無料
シミュレーション実施中!

無 料 相 談 会

相続または相続対策、自社株式対策についてご相談ください。
友人、知人の方でもご相談対応させていただきます。
お気軽にお声がけください。

☎0277-45-2160

非上場株式の評価方法が変わる!?

非上場株式の評価は、約62年維持されてきた複雑なものでした。まだ、**制度改正として決定されたものではありません**が、長年評価方式間での不公平さが指摘され“**残余利益方式**”への改正が提示されています。まだ、**決定事項ではない**のでよく聞かれる質問事項で内容の把握をしてみましょう。

Q. 「残余利益方式」とはどのような方法ですか？

A. 企業が通常期待される利益を上回る金額(＝残余利益)を、純資産に加減して株価を算定する方法です。計算のイメージは「簿価純資産±数年分の超過収益」です。通常期待される利益の水準を決める還元率は、上場株式の平均期待収益率等を参考にしようかと意見がでたそうです。



Q. 残余利益方式になると、自社株評価は上がりますか？

A. 会社によって異なります。ざっくりですが収益率の高い会社は簿価純資産価額以上になり、収益率が低いまたは赤字会社は簿価純資産価額以下になります。ただし、簿価である以上、含み益資産のある会社は現行より低くなることもあります。なお、事務局は「評価の適正化であり相続税の増税が目的ではない」と述べています。

Q. いま自社株を贈与しておいたほうが良いですか？

A. 伝聞だけで駆け込み贈与を決めるのは危険です。見直しの内容も時期も未定なので、まずは自社の現行方式での株価を算定し、事業承継のタイムリミット等突き合せた上で、**税理士と判断すること**をおすすめします。

そもそも中小企業の純資産価額の高さと評価額の乖離からもちあがった議論ですので、株価があがる企業の方が多いのではないのでしょうか。

～顧問先のご紹介～

株式会社シー・ビー・エス 様

～ 情報機器とシステム構築、快適なインテリア空間をサポート ～



空間をつくるだけでなく
OA機器・ネットワークを含めて
トータルにサポート
最適で快適な空間を持続させることで
お客様の事業活動を支援いたします

私たちC.B.S.は、スモールオフィスから
大規模な公共施設まで
多種多様な事業形態にあわせた
空間づくりのエキスパートです



オフィス家具・内装工事
OA機器・事務用品
株式会社 **シー・ビー・エス**

〒373-0821
群馬県太田市下浜田町359-8
TEL.0276-48-5252
FAX.0276-48-5511